

【韓国】李在明新政権の発足に伴う政府組織の再編

海外立法情報課 藤原 夏人

*2025年10月1日、「政府組織法」が改正され、同年6月4日に発足した李在明（イ・ジェミョン）新政権の国政課題の推進に向けて検察庁廃止等の政府組織の再編が実施された。

1 背景と経緯

2025年6月3日に実施された大統領選挙において李在明（イ・ジェミョン）候補が当選し、翌4日に第21代大統領に就任した。通常の任期満了に伴う大統領選挙では、当選後、「大統領職の引継ぎに関する法律」¹に基づき「大統領職引継委員会」が設置され、就任までの約2か月間に様々な政権移行作業が行われる。しかし、今般の大統領選挙は尹錫悦（ユン・ソンニヨル）前大統領の罷免に伴う選挙であったため、新政権発足後の政権移行作業を余儀なくされた。

新政権の国政課題は、同年6月16日に大統領の下に設置された「国政企画委員会」において検討され、同年8月13日に公表された²。また、国会では与党「共に民主党」により国政課題の推進に向けた政府組織再編のための「政府組織法」³の改正が進められ、同年9月26日に本会議で可決、同年10月1日に公布された⁴（法律第21065号、概要は次ページの表を参照）。

2 改正法の主な内容

政府組織法の改正内容は多岐にわたるが、主な改正内容は次のとおりである。

（1）企画財政部の名称及び所管事務の変更並びに企画予算処の新設（第23条、第29～30条）

企画財政部（部は日本の省に相当）の名称が「財政経済部」に変更されるとともに、所管事務の一部（予算の編成及び執行等に関する事務）が新設の「企画予算処」に移管された。

（2）産業通商資源部及び環境部の名称及び所管事務の変更（第29条、第41条、第43条）

産業通商資源部が「産業通商部」に、環境部が「気候エネルギー環境部」に名称変更されるとともに、エネルギーに関する事務が産業通商部から気候エネルギー環境部に移管された。ただし、原子力発電の輸出及び資源開発等に関する事務は、引き続き産業通商部が所管する。

（3）検察庁の廃止並びに公訴庁及び重大犯罪捜査庁の新設（第35条、第37条）

検察庁が廃止され、旧検察庁の所管事務が、法務部の外局として新設される「公訴庁」（公訴の提起及び維持）と、行政安全部の外局として新設される「重大犯罪捜査庁」（重大犯罪捜査）に分割された。これは、新政権の国政課題の一つである検察改革（起訴と捜査の分離）によ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年12月5日である。

¹ 「대통령직 인수에 관한 법률 (법률 제 14839 호)」本稿において、韓国法令の原文は、国家法令情報センターウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>> を参照した。

² 「국정기획위, 이재명 정부의 국정 청사진 제시…123 대 국정과제 담아」2025.8.13. 大韓民国政策ブリーフィングウェブサイト <<https://www.korea.kr/news/policyNewsView.do?newsId=148947514>> なお、新政権の「123 大国政課題」は、2025年9月16日の国務会議（日本の閣議に相当）において確定した。「[보도자료] 이재명정부 123 대 국정과제 확정 보도자료」国務조정실・국무총리비서실, 2025.9.16. <<https://www.opm.go.kr/opm/news/press-release.do?mode=view&articleNo=159716&article.offset=60&articleLimit=10>>

³ 「정부조직법 (법률 제 21065 호)」

⁴ 「[2213247] 정부조직법 일부개정법률안 (대안) (행정안전위원장)」本稿において、韓国の法律案の原文は議案情報システムウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/bill/>> を参照した。なお、改正法は、一部条項を除き公布と同時に施行された。

る権力濫用の防止) のための改正である。ただし、重大犯罪捜査庁と警察等との所掌分担、公訴庁に補充捜査権を認めるか否か等については議論が継続中であり、両庁の発足(2026年10月頃予定)までに関連法令及び下位法令の整備が進められる予定である。

表 新政権による政府組織の再編(2025年12月現在。政府組織法に設置根拠を有しない組織を含む。)

| 区分 | 法改正前 (19部3処20庁6委員会) | 法改正後 (19部6処19庁6委員会) | 備考 |
|-----|---|--|--|
| 部 | 企画財政部 | 財政経済部 | ・長官は副総理兼任、中長期国家発展戦略の策定、予算等に関する事務は企画予算処に移管 ・2026年1月2日発足予定 |
| | 科学技術情報通信部 | 左に同じ | ・長官の副総理兼任規定を新設 |
| | 教育部 | 〃 | ・長官の副総理兼任規定を廃止 |
| | 外交部 | 〃 | |
| | 統一部 | 〃 | |
| | 法務部 | 〃 | |
| | 国防部 | 〃 | |
| | 行政安全部 | 〃 | |
| | 国家報勲部 | 〃 | |
| | 文化体育観光部 | 〃 | |
| | 農林畜産食品部 | 〃 | |
| | 産業通商資源部 | 産業通商部 | ・エネルギーに関する事務(原子力発電の輸出及び資源開発等を除く。以下同じ。)は気候エネルギー環境部に移管 |
| | 保健福祉部 | 左に同じ | |
| | 環境部 | 気候エネルギー環境部 | ・産業通商部からエネルギーに関する事務を移管 ・次官1人増(2人次官体制) |
| | 雇用労働部 | 左に同じ | ・産業安全保健本部長を次官級に格上げ ・一部女性雇用労働事務は性平等家族部に移管 |
| | 女性家族部 | 性平等家族部 | ・雇用労働部から一部女性雇用労働事務を移管 |
| | 国土交通部 | 左に同じ | |
| | 海洋水産部 | 〃 | ・世宗特別自治市から釜山広域市に移転 |
| | 中小ベンチャー企業部 | 〃 | ・次官1人増(2人次官体制) |
| 処 | — | 企画予算処(新設) | ・トップは長官、企画財政部から中長期国家発展戦略の策定、予算等に関する事務を移管 ・2026年1月2日発足予定 |
| | 人事革新処 | 左に同じ | |
| | 法制処 | 〃 | |
| | 食品医薬品安全処 | 〃 | |
| | — | 国家データ処 | ・統計庁から格上げ、国家データ管理本部新設 |
| | — | 知識財産処 | ・特許庁から格上げ、知識財産紛争対応局新設 |
| 庁 | 国税庁、関税庁、調達庁、統計庁、宇宙航空庁、在外同胞庁、検察庁、兵務庁、防衛事業庁、警察庁、消防庁、国家遺産庁、農村振興庁、山林庁、特許庁、疾病管理庁、気象庁、行政中心複合都市建設庁、セマングム(*干拓による干潟の名称)開発庁、海洋警察庁 | 国税庁、関税庁、調達庁、宇宙航空庁、在外同胞庁、公訴庁(新設)、兵務庁、防衛事業庁、警察庁、消防庁、重大犯罪捜査庁(新設)、国家遺産庁、農村振興庁、山林庁、疾病管理庁、気象庁、行政中心複合都市建設庁、セマングム開発庁、海洋警察庁 | ・統計庁を国家データ処に格上げ ・検察庁を廃止し、公訴庁(法務部外局)及び重大犯罪捜査庁(行政安全部外局)を新設(共に2026年10月頃発足予定) ・特許庁を知識財産処に格上げ |
| 委員会 | 放送通信委員会、公正取引委員会、国民権益委員会、金融委員会、個人情報保護委員会、原子力安全委員会 | 放送メディア通信委員会、公正取引委員会、国民権益委員会、金融委員会、個人情報保護委員会、原子力安全委員会 | ・放送通信委員会(5人)を廃止し、放送メディア通信委員会(7人)を新設 ・予定されていた金融委員会の再編は見送り |

(出典) 政府組織法の条文等を基に筆者作成。